

平成 25 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会

無形資産に係る会計基準の検討

1. 企業結合時¹に識別・評価する無形資産について

(1) 第 257 回委員会における主な意見

米国基準/IFRS に準じて無形資産の識別・評価を行う場合に想定される主なコスト・ベネフィットに対して出された主な意見は次のとおりである。

- 無形資産の識別に要する費用は、買収全体の費用と比較すると割合的には小さく、また、デュー・デリジェンスを通じて、識別可能な無形資産はある程度特定できる。日本基準上ではのれんは償却されるが、識別した無形資産の耐用年数がのれんの耐用年数と異なる場合、損益計算書への影響がある点や、何を目的として買収を行ったのかを明確にして透明性を高めるという観点から、識別可能なものは識別すべきであると考え。これにより、IFRS や米国の会計基準が採用されている海外で買収を行い、連結財務諸表で取り込むケースにおいても整合性が保たれる。
- 重要性のない取引について詳細を確認するよう求められること等を懸念するという声があったとのことだが、監査人の立場としては、会社が算定した評価額を客観的に確認するためにはどうしても詰めていく議論になり、基準がはっきりしないと保守的にならざるを得ないところがあるのではないかと考える。米国においても無形資産の識別に関する新基準の導入当初は混乱が生じたものの、今は落ち着いてきているという話を聞いており、日本基準で一定のルールを定めることによって、実務が浸透していくのではないかと考える。
- 無形資産を識別してのれんの金額を圧縮することによって、国際的なルールとの差を縮めるべきであると考えられる。
- 大型の M&A に関して、買収交渉時に認識・識別している無形資産については、実務においても会計上無形資産として識別していると認識している。有機的に一体となって収益に貢献するものについてはのれんとして一括で計上し、買収時に明確に認識しているものについては識別すべきであると考えており、会計基準において細目までは決めない対応が考えられる。

¹ 共同支配企業の形成、共通支配下の取引以外の企業結合を対象としている。

(2) ディスカッション・ポイント

第 257 回の委員会資料に基づき、ベネフィットに焦点を当てて、さらに深掘りしたご審議をいただきたい。

- 米国基準/IFRS に準じて無形資産の識別・評価を行う場合に想定されるベネフィットについてどう考えるか。（具体的な注記イメージについては別紙 1 参照）
 - < ヒアリングにおける利用者の主な意見 >
 - ・ 買収の目的や企業から受け入れた資産の内容が明確になる。
 - ・ 買収した事業について将来キャッシュ・フローの予想に資する情報が得られる。
 - ・ 無形資産が区分されていないのれん全体についての減損リスクの検討よりも、のれんとそれから区分された無形資産それぞれの減損リスクを検討した方がより減損リスクの判断に資する情報が得られる。
 - ・ 買収内容や今後の見通しに関する、取得企業とのディスカッション・ツールとなる。
 - < ヒアリングにおける作成者の主な意見 >
 - ・ 海外企業の買収と国内企業の買収についての会計処理がより整合的になる。
- （なお、想定されるコストに関しては次回での審議を予定しているが、現時点でコメントがあれば合わせて頂戴したい。）

2. 個別に取得する仕掛研究開発（IPR&D）の取扱い

(1) 第 257 回委員会における主な意見

個別に取得した IPR&D を資産計上する場合に想定されるコスト・ベネフィットに対して特に意見は示されなかった。

(2) ディスカッション・ポイント

第 257 回の委員会資料に基づき、下記の論点について、さらに深掘りしたご審議をいただきたい。

- ヒアリング結果を踏まえると個別に取得する仕掛研究開発は、製薬業界特有の取引とみられるが、当該取引の会計処理については、次のどちらと整合させるべきと考えるか。
- ・ 現行の日本基準において、企業結合によって取得した仕掛研究開発については資産計上していること。
 - ・ 現行の日本基準において、「特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合」を含めた研究開発費については、将来収益獲得の不確実性などを理由として全て費用処理としていること。

以上